



最高裁秘書第2616号

平成27年12月1日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 戸倉三郎



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の理由により是正すべきと判断しましたので、通知します。

なお、是正後の開示の実施に関する事項は、別途通知します。

記

1 苦情の申出の内容

51期から60期までの①司法修習生考試結果集計表及び②司法修習生成績集計表が本当に保存期間を満了しており廃棄済みであるかどうか疑問であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする。

特に、弁護士経験10年未満の弁護士が任官する場合、裁判官としての適格性の審査において、司法研修所での成績が占める比重が大きいとされていることからすれば、保存期間として少なくとも10年は必要となるから、平成17年10月に司法修習を終了した58期、及び平成18年10月に司法修習を終えた59期については、①及び②の文書は廃棄されていないといえる。

2 判断の理由

本件苦情の申出を受けて、各文書の探索を改めて実施したところ、その存在が確認できたものである。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）